



平成 24 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 間 組 (呼称:ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 小 野 俊 雄
(コード番号 1719 東証第 1 部)
問 合 せ 先 CSR推進部長 山 口 功 人
(TEL. 03 - 3588 - 5711)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更について、平成 24 年 7 月 20 日に開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は、平成 24 年 5 月 24 日付「安藤建設株式会社と株式会社間組の合併契約締結に関するお知らせ」において発表の通り、平成 25 年 4 月 1 日を合併効力発生日として、安藤建設株式会社との間で合併契約を締結いたしました。これに伴い、これまで両社が築き上げてきた歴史と伝統を承継していくことが、一層の発展と成長を目指すために最善であると判断し、「安藤建設」間組のブランドを活かした商号へ変更いたします。

(2) 新商号

株式会社安藤・間 (英文名 HAZAMA ANDO CORPORATION)

(3) 変更予定日

平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日)

なお、平成 24 年 7 月 20 日に開催予定の臨時株主総会に付議される定款の一部変更 (本商号変更を含む) にかかる議案が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、安藤建設株式会社との間で合併契約を締結いたしました。本定款変更は、平成 24 年 7 月 20 日に開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会において付議される合併契約の承認議案が承認され、本合併の効力が発生することを条件に行うものです。

① 合併に伴う変更

本合併により、商号、事業の目的、株主総会の招集権者及び議長、取締役数の上限、及び取締役会の招集権者及び議長に関する規程を変更し、また、単元未満株式の買増し、取締役の

責任に関する限度額、監査役の責任に関する限度額、及び会計監査人の選任とその任期に関する規程を新設するものです。

② その他条項の追加に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日 平成 24 年 7 月 20 日（金曜日）

定款変更の効力発生予定日 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社間組と称し、英文では、<u>HAZAMA CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負および受託</p> <p>2～4. (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5～6.</u> (番号変更)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社安藤・間と称し、英文では、<u>HAZAMA ANDO CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負、受託およびコンサルティング業務</p> <p>2～4. (現行どおり)</p> <p><u>5. 地域開発、都市開発および環境整備等に関する企画、設計ならびにコンサルティング業務</u></p> <p><u>6. 発電および電気、熱等エネルギーの供給事業およびこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>7. 建築の請負を伴う不動産関連の特別目的会社への出資および出資持分の売買、ならびに信託受益権の保有および販売</u></p> <p><u>8. コンピュータの利用に関するソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾ならびに販売</u></p> <p><u>9～10.</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (条文省略)</p> <p>1～3. (省略) (新設)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)</p> <p>1～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条～第10条 (条文番号変更)</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(第I種優先株式) 第11条 (条文番号変更)</p> <p>(第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (省略)</p> <p>(第II種優先株式)</p> <p>第12条 当社の発行する第II種優先株式の内容は、第11条の規定を準用する。この場合において、「第I種優先株式」とあるのは「第II種優先株式」と、「第I種優先株主」とあるのは「第II種優先株主」と、「第I種優先登録質権者」とあるのは「第II種優先登録質権者」と、「第I種優先配当金」とあるのは「第II種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第III種優先株式)</p> <p>第13条 (条文番号変更)</p> <p>(第III種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金</p>	<p>② <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(第I種優先株式) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>(第II種優先株式)</p> <p>第13条 当社の発行する第II種優先株式の内容は、第12条の規定を準用する。この場合において、「第I種優先株式」とあるのは「第II種優先株式」と、「第I種優先株主」とあるのは「第II種優先株主」と、「第I種優先登録質権者」とあるのは「第II種優先登録質権者」と、「第I種優先配当金」とあるのは「第II種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第III種優先株式)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(第III種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金</p>

現行定款	変更案
<p>の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第11条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第14条 (条文番号変更)</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅳ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅳ種優先株主」という）または第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅳ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅳ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第Ⅳ種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第15条 (条文番号変更)</p>	<p>の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第12条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅳ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅳ種優先株主」という）または第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅳ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅳ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(第Ⅳ種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第Ⅳ種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (現行どおり)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第16条～第17条 (条文番号変更)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第19条～第22条 (条文番号変更)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第23条 第18条、第21条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第25条～第27条 (条文番号変更)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第29条～第33条 (条文番号変更)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文番号変更) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第19条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第20条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 第19条、第22条および第23条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第29条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第30条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p>

現行定款	変更案
<p>第35条～第42条 (条文番号変更)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 (条文番号変更) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文番号変更)</p>	<p>第36条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 会 計 監 査 人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第45条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第8章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (現行どおり)</p>

以 上